

## 職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 産業労働局職員（会計年度任用職員）の非行事故

##### （1）懲戒処分の内容等

###### ア 事故者

年齢	性別	内容
45	男性	停職3月

###### イ 管理監督者

産業労働局 副参事 口頭注意

##### （2）事故の概要

事故者は、令和3年10月21日、自宅で口論の末、母親を床に倒した上、空気清浄機や冷風機等を投げつけ、傷害を負わせた。

#### 2 病院経営本部職員（会計年度任用職員）の非行事故

##### （1）懲戒処分の内容等

###### 事故者

年齢	性別	内容
56	男性	停職1月

##### （2）事故の概要

事故者は、令和3年8月30日、自転車を放置禁止区域に放置し、撤去された後、手数料を払わずに保管場所から持ち帰ろうとした。

### 3 病院経営本部職員の業務処理不適正事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	55	女性	停職5日

#### (2) 事故の概要

事故者は、令和2年2月から令和3年4月までの間、他の病院に対する医療費の支払手続を怠るとともに、私費で支払うなど、不適正な事務処理を行った。

### 4 発令年月日

令和4年2月10日

問合せ先  
総務局人事部人事課（服務班）  
電話 03 - 5388 - 2376(直通)